

豊橋市大清水まなび交流館

ミナクル



市民館

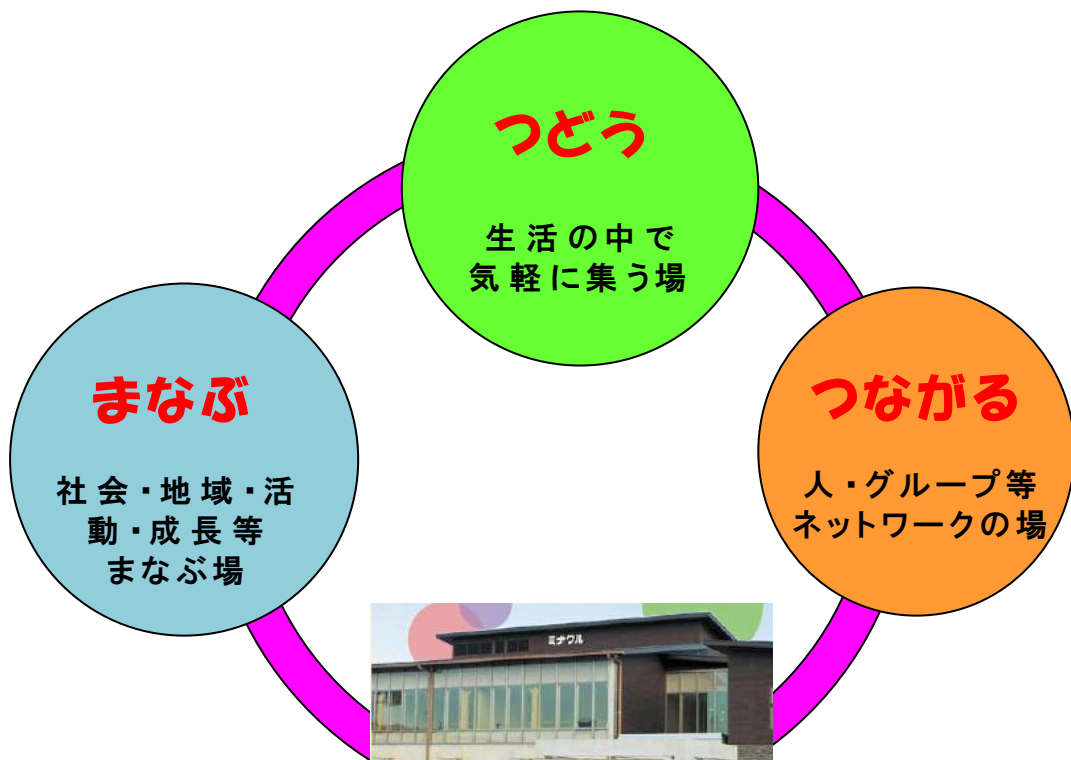


図書館



窓口センター

利用の手引き



南稜地区市民館 0532-26-0010
大清水図書館 0532-39-5900
大清水窓口センター 0532-25-5106

〒441-8133 豊橋市大清水町字彦坂10-7

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/17157>

ミナクル・南稜地区市民館利用の手引き

豊橋市には、22館の地区市民館があります。

地区市民館（公民館）は、地域住民のために各種の事業を行い、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等に寄与することを目的としています。

◎利用等について

各地区市民館の利用について	<p>○サークル活動・研修会など生涯学習活動の場としてご利用できます。</p> <p>○所定の申請書で、使用しようとする日の属する月の前月1日から使用期日前5日までに直接施設にお申し込みください。ただし、使用が引き続き7日を超えるものは、利用できません。</p> <p>※営利目的等では利用できません。 ※ミナクル以外の各市民館では、それぞれ利用基準が異なる場合がありますので、詳細は各館でご確認ください。</p>	
開館時間	9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	
地区市民館の休館日	月曜日 年末年始（12 / 29 ~ 1 / 3）	
利用区分	午前（ 9:00 ~ 12:00） 午後（13:00 ~ 16:00） 夜間（17:00 ~ 21:00）	
ミナクルの貸出し施設	第1・第2和室	650円 ~ 910円、全日2,210円
	工作実習室	650円 ~ 910円、全日2,210円
	料理実習室	650円 ~ 910円、全日2,210円
	第1・2・3・4会議室	390円 ~ 520円、全日1,300円
	第1・第2多目的室	780円 ~ 1,040円、全日2,600円

※各地区市民館ごとに施設内容が異なるため、利用料金も異なります。他館をご利用の場合は各館にてご確認ください。

○使用承認後、規定の使用料をお支払いください。納入いただいた使用料は返金できませんので、ご注意ください。

I 地区市民館は、コミュニティ活動・生涯学習活動推進の場

1. グループ活動の利用

地区市民館は、地域のみなさんがコミュニティ活動や生涯学習活動を行う場です。地域のまちづくり活動やグループ活動などにご利用ください。なお、社会教育法に基づく施設（公民館）という位置づけですから「営利的行為」等での使用はできません。

「営利的行為」

- ① 講師自ら、グループ会員から月謝として指導料を徴収する場合。
- ② 会費（月謝）が高額で実質的に「習い事教室」と判断できる場合。
- ③ 講師が他の市民館等で同様の教室を開き、実質的に「習い事教室」と判断される場合。
- ④ 段位の認定や雅号授与などに関して謝礼を徴収したり、講師が「個人レッスン」などを課してレッスン料を徴収する場合。
- ⑤ 自宅などで教室を開設している講師が、一連の事業の一環として市民館で同様の教室を数多く開催する場合。

2. 会社等の使用基準

使用を許可する場合

- ① 社員研修等、会社の社員対象の会議等
- ② 法律等の規定により、当該会社が地域住民に事業説明等を行う場合
- ③ 会社等の使用であっても、公共的な目的をもった使用の場合（珠算等の検定試験など）
- ④ 社員募集の面接（試験）会場等

使用を許可しない場合

- ① 一般市民、地域住民に向けた商品説明会、展示会など（「販売行為をしない」と申請者が説明しても）商品販売の可能性が考えられる時。また展示そのものが商品・会社の宣伝を目的とする場合

3. 政党・政治団体の使用基準

使用を許可する場合

- ① 政党・政治団体の構成員の部内研修
- ② 後援会（個人、政党）の総会や集い
- ③ 国・県・市政報告会、政党・政治団体の演説会等
- ④ 選挙期間中公職選挙法に規定された個人演説会

4. 宗教団体に関する使用基準

使用を許可する場合

- ① 宗教団体が主催する講演会であっても、特定の宗教に偏らず布教活動等の色彩のないもので、一般市民を対象にして有益と考えられるもの
- ② 宗教団体内部の会議
- ③ 宗教団体会員だけの講演会・学習会

使用を許可しない場合

特定の宗教の布教・宣伝を目的にしている活動

Ⅱ 自主グループ等の活動の支援等に関する基準

1. グループ紹介・宣伝などに関して

(1) 自主グループ紹介のチラシ配布について

自主グループの活動を継続的に続けるために新規会員の加入を必要とする場合があります。常識の範囲内で自主グループへの加入を呼びかける宣伝は、配布を許可しますので、地区市民館または生涯学習課へご相談ください

(2) 講演会など事業開催案内チラシの配布について

自主グループや団体が市民館を使用して講演会などの事業を実施する場合、案内チラシを配布していただくことは可能です

(3) 市民館へのポスター掲示、チラシ配布依頼について

- ① 地方自治体や公共的団体が主催・共催する事業は許可します
- ② 市民館使用料減免要綱で減免対象の団体が主催する事業は許可します
- ③ 教育委員会・市が後援する事業は許可します
- ④ ポスター等に記載された内容に特段の問題がないと判断される場合は許可します

Ⅲ 施設の管理・運営上から、使用を制限する場合

1. 管理上支障があると認めた場合の取り扱い

市民館設置及び管理に関する条例では、「管理上支障があると認めたときは使用の承認をしない」と規定しています。この規定の運用については、利用内容を充分把握の上、「使用の可否」を決定させていただきます。

●使用を許可しない場合

- ① 大きな音等により他の利用者に迷惑をかけることが予測される場合
- ② 床等を汚したり破損することが予測される場合
ア 和室においては空手などのスポーツ及び動きの激しい活動での利用
イ 集会室等においては、床等を傷つけるおそれのある利用
- ③ 利用をしたい部屋が修理中等で利用困難な場合
- ④ 飲酒を伴う使用の場合

2. 市民館での飲食・喫煙等に関する基準

(1) 飲食について

- ① 調理実習にともなう飲食以外に、飲食だけを目的とする部屋の使用はできません。ただし、午前・午後と長時間にわたる会議等で休憩を取って、昼食をとる場合には飲食を許可しますので、南稜地区市民館窓口でご相談ください。
- ② 1階の地域じょうほうひろばや2階の共用スペースでの飲食等については、許可しますが、他者に迷惑のかからないよう心得てください。なお、各地区市民館ごとに運用が異なりますので、他館については各市民館でご確認ください。
- ③ 地域のレクリエーション行事、居場所づくり活動、支え合い活動など、地域のコミュニティ活動などに伴って市民館の部屋で飲食することについては、南稜地区市民館に相談してください。

(2) 喫煙について

自転車置き場など外部空間を含め市民館の建物及び敷地内では全面禁煙です。

(3) 誕生会・パーティなどについて

子どものクリスマス会、誕生パーティーなどについては、「利用のきまりなどを厳守すること」を前提に、小中学生については親など大人が付き添う場合について許可します。ただし、16:00までの利用となりますので、南稜地区市民館窓口でご相談ください。

(4) 社交ダンスについて

南稜地区市民館は、フローリングの床となっていますので、社交ダンスでの使用については許可していません。

(5) 音や振動の大きな装置、道具、楽器を使う活動について

ミナクルは、窓口センターと図書館、地区市民館の複合施設です。特に1階に、図書館が配置されていることもあり、2階の多目的室等での活動は制限されます。こうしたことから、和太鼓やエレキギターなど大音量活動、大きな振動を伴う活動はご遠慮いただくこととしています。不明の場合はご相談ください。

(6) 学習室の利用について

学習室は、小学生から一般成人まで利用できますが、保護者が同席していない場合を除き、小学生は夕方5時まで、秋から冬にかけては、日没までに帰宅してください(親御さんもお気を付けてください)。

席数は限られていますので、相席での利用となります。

なお、学習の妨げにならないように学習室内での会話等はお控いただき、学習室外でお願いします。また、そのほかにも注意点がありますので注意事項に従ってご利用ください。

(7) 会議室、料理実習室等の部屋の利用について

各部屋は、どなたでも利用できますが、個人での利用はできません。また、中学生までの児童・生徒の部屋利用につきましては、利用する部屋内で保護者が必ず付き添ってください。

ミナクル・南稜地区市民館利用のお問い合わせ

☎0532-26-0010

ミナクル・大清水図書館利用の手引き

豊橋市には、中央図書館を中心に、向山図書館、大清水図書館が分館として配置され、地区市民館や校区市民館等に74か所の分室を整備し図書利用を促進しています。

また、図書館システムのネットワーク館として中央図書館をはじめ、2つの分館に加え、石巻・二川・北部・南部・青陵・牟呂の各地区市民館、こども未来館、アイプラザ豊橋の計8館を結び、図書の予約、貸出、返却、検索などができるようにしています。

豊橋市では、身近にあって親しまれ、生活に役立ち、地域に密着し、子どもたちを育て、まちの文化を創り出す、みんなのための図書館づくりを基本的な方針としています。

◎本を借りる基本情報

豊橋市の図書館は、特に児童書・文学書を中心に約99万冊の蔵書や貴重な資料を有していますが、大清水図書館では児童書、文学書に次いで社会科学系、技術・工学系、自然科学系の図書など約6万冊の蔵書を有しています。

本を借りたいのに見つからないときには、カウンターでお問い合わせください。

1 初めて本を借りる

身分を証明するもの（住所・氏名・生年月日が確認できるもの、免許証、保険証など）をお持ちいただき、図書館に備えてある「貸出券交付申請書」にご記入の上カウンターにご提出ください。

2 借りる冊数、期間は

本や雑誌、紙芝居などを、一人10冊、15日間借りることができます。
ただし、音楽CDは一人2点までとなっています。

3 借りた本を延長して借りたい

一度カウンターにご返却いただき、その時に次の予約が入っていない場合には再度、借りることができます。

インターネットでは、次の予約がついていなく、期限内での延長操作であれば、その時点から更に15日間の延長が可能です。ただし、1度だけになります。

CDの延長はできません。

4 本の予約

本の予約は一人10冊までです。図書館内のカウンターや検索端末、あるいはインターネットで予約できますが、館内カウンターでの予約受付は、一度に5冊までとしています。貸出可能となった日から7日以内に予約者本人の貸出券を持って、受け取りに来てください。ただし、CDの予約はできません。

5 本を返却したい

開館日の開館時間中は図書館のカウンターにお持ちください。閉館時には大清水図書館をはじめ中央図書館、向山図書館の返却ポストにお持ちください。ただし、CD等はポストの利用返却はできません。

なお、開館時の返却は、中央、向山、大清水の各図書館以外に石巻・二川・北部・南部・

青陵・牟呂の各地区市民館、こども未来館、アイプラザ豊橋でも返却できます。

加えて豊橋駅の「とよはし情報プラザ(8時～19時)」、市役所の「じょうほうひろば(月から金の8時30分～17時)」でも返却できますので、ご利用ください。

◎開館の基本情報

1 休館日

月曜日が休館日です。

加えて、毎月第4金曜日(祝日のときは前日)は本の整理日としており休館します。

また、年末年始(12月29～1月3日)と特別整理期間(6・7月頃の7日間程度)を休館日としています。

2 開館時間

大清水図書館は休館日を除く毎日、午前9時～午後9時までです。

3 そのほかに大清水図書館で利用できること

- ・館内でCDやDVDの視聴ができます。
- ・コイン式セルフコピー機を設置していますので、1枚10円で図書館所蔵の資料に限り著作権法の範囲内でコピーできます。
- ・館内のパソコンでインターネットを利用できます。(1回30分、延長最大2回まで)
- ・公衆無線LAN整備によりフリースポットを設定しており無料でインターネットに接続できます。
- ・新聞記事や判例等の情報データベースが利用できます。
(1回60分、延長最大2回まで)
- ・調べたいことがあるときには、気軽にカウンターのスタッフにお尋ねください。お手伝いいたします。

4 大清水図書館からのお願い

- ・図書館内では、お静かにご利用ください。
- ・図書館内では、携帯電話等はマナーモードなどにして通話をご遠慮ください。
- ・図書館内の写真撮影はご遠慮ください。
- ・本を破ってしまったり、ぬらしてしまったりした際には、カウンターの職員にご連絡ください。破損や水ぬれの状態によっては弁償していただくことがあります。
- ・図書館内での飲食はできませんが、ペットボトルや水筒などフタつきの飲料に限り持ち込みは許可します。こぼさないようご注意ください。
- ・喫煙については、ミナクル全体の敷地内で禁煙です。
- ・図書館の図書を利用しない学習は、地区市民館の学習室をご利用ください。

ミナクル・大清水図書館利用のお問い合わせ

☎0532-39-5900

ミナクル・大清水窓口センター利用の手引き

豊橋市には、市民サービスの窓口として市役所市民協創部市民課の業務を、より身近な場所で提供することを目的に、市内に8か所に窓口センターを設置しています。西部、駅前、石巻、東部、大清水、南部、高師台、二川の各窓口センターです。

大清水窓口センターはそのうちのひとつで、ミナクル内に設置されています。

大清水窓口センターの取扱日や時間、取扱業務は次の通りです。

◎窓口センターの営業

1、休業日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）です。

月曜日が祝日となる場合は、大清水まなび交流館・ミナクルはすべて閉館となります。

2、取扱時間

月曜日から金曜日（平日）の午前8時30分～午後5時15分です。

◎窓口センターの取扱内容(概要)

1、主な取扱内容

○住民異動届(転居、転出、転入など)の提出

○戸籍届(出生、婚姻、死亡など)の提出

ただし、外国籍の方の転入、出生、婚姻、縁組、認知等の手続きは本庁市民課の窓口での受付となります。

○印鑑の登録、廃止届の提出

○各種証明書の発行

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍全部(個人)事項証明書など
- ・戸籍の附表の写し
- ・身分証明書
- ・所得証明書
- ・納税証明書
- ・課税(非課税)証明書
- ・軽自動車の車検用納税証明書

○国民健康保険、国民年金の資格取得変更届け等の受付

○住民異動に伴う小・中学校の入校、転校などの手続き

○住民異動に伴う介護保険証などの変更手続き

○後期高齢者医療助成、子ども医療助成などの取り次ぎ

○児童手当関係請求届類の取り次ぎ

○大きなごみ証紙の販売

などを取り扱っていますが、詳細につきましては窓口でご相談ください。

なお、平日に市役所や窓口センターに証明書等を取りに来られない方のために、市役所市民課(西館1階)では、土曜の午前中に「証明発行土曜窓口」を開設しています。

ただし、このサービスは大清水窓口センターでは開設していませんのでご承知おきください。

また、「戸籍・住民票の届出や証明書の交付の際に本人確認を実施します」ので、官公署が発行した免許証やパスポートなどの顔写真付き身分証明書を1点お持ちください。

顔写真が付いていないものや、法人が発行した身分証明書については、2点以上の身分証明書をお持ちくださるようお願いいたします。

コンビニ交付サービスを利用される方は、マイナンバーカードをお持ちください。

ミナクル・大清水窓口センター利用のお問い合わせ

☎0532-25-5106